

議案第132号

予防接種健康被害調査委員会委員の報酬等の額及び支給方法に関する条例制定の件

予防接種健康被害調査委員会委員の報酬等の額及び支給方法に関する条例を次とおり制定しようとするものであります。

令和3年3月2日提出

茅室町長 手 島 旭

予防接種健康被害調査委員会委員の報酬等の額及び支給方法に関する条例  
(目的)

第1条 この条例は、予防接種法（昭和23年法律第68号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき実施された予防接種において、町民が健康被害を受けたときに調査等を実施した予防接種健康被害調査委員会委員（以下「委員」という。）に対する報酬、費用弁償の額並びに支給方法を定めることを目的とする。

（報酬の額）

第2条 委員の報酬の額は、日額12,000円とする。

（費用弁償の額）

第3条 委員が招集に応じ又は職務のために出張したときは、順路によりその費用を弁償する。

2 費用弁償は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、職員旅費支給条例（昭和26年条例第23号）に定める2級相当額とする。

（支払方法）

第4条 委員の報酬は、予防接種健康被害調査委員会の所掌する会議、調査などに出席した日の翌月の10日までに支給する。

2 費用弁償の支払方法は、町職員旅費支給条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

予防接種健康被害調査委員会委員に対する報酬、費用弁償の額並びに支給方法について、本条例を制定しようとするものであります。